

平成30年 第12回 農業委員会総会

日時 平成30年12月21日（金）午後3時

場所 糸満市役所 3 - C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭 代理 大本 秀子 1番 玉城 正智 2番 百次 成仁
4番 下地 功祐 5番 山城 学 6番 杉本 雄靖
7番 長嶺 功 8番 久保田 政子 9番 宮里 良淳 10番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1番 大城 茂治 2番 金城 正弘 3番 大城 久 4番 玉城 賢清
5番 賀数 宏 6番 伊敷 幸隆 7番 玉城 信榮 8番 大城 勇
9番 伊礼 幸清 10番 新垣 芳隆 11番 玉城 秀則 12番 玉城 薫
13番 志茂 政安 14番 安谷屋 健治

【欠席委員】

3番農業委員 仲西 栄二

【職務のために出席した職員】

山城 信善 玉城 弘一 新垣 千春

【議事録署名人】

2番農業委員 百次 成仁 4番農業委員 下地 功祐

【議事日程】

- 日程第1 議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第60号 農地法第5条買受適格証明願いについて
日程第4 議案第61号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第5 議案第62号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画に
ついて
日程第6 議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用
地利用配分計画案に係る意見について

平成30年 第12回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、平成30年第12回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、3番農業委員仲西栄二委員が欠席との連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。それでは平成30年第12回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が2番農業委員百次成仁委員、4番農業委員下地功祐委員です。次回調査委員が1番農業委員玉城正智委員、2番農業委員百次成仁委員、2番推進委員金城正弘委員となっています。よろしくお願ひします。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第1 議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 について (19件)</p> <p>日程第2 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 について (3件)</p> <p>日程第3 議案第60号 農地法第5条買受適格証明願ひについて (1件)</p> <p>日程第4 議案第61号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2件)</p> <p>日程第5 議案第62号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (8件)</p> <p>日程第6 議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について (2件)</p> <p>【議題の審議】</p>
会長	<p>それでは、議案の審議に入ります。日程第1 議案第58号農地法第3条第1項の規定による許可申請について19件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは2ページをお開き下さい。農地法第3条に係る許可申請についてであります。1番は座波の2筆で、3年間の使用貸借権の設定であります。2番は武富の1筆で、贈与による所有権の移転であります。3番は座波の1筆で、売買による所有権の移転であります。4番は新垣の1筆で、20年間の賃借権の設定であります。5番は真栄平の4筆で、売買による所有権の移転であります。次に3ページをお開き下さい。6番は国吉の1筆で、売買による所有権の移転であります。7番は座波の3筆で、売買による所有権の移転であります。8番</p>

	<p>は潮平の2筆で3年間の使用貸借権の設定であります。9番は山城の1筆で、贈与による所有権の移転であります。10番は大度の1筆で、売買による所有権の移転であります。次に4ページをお開き下さい。11番は大度の1筆で、売買による所有権の移転であります。12番は小波蔵の1筆で、売買による所有権移転であります。13番は喜屋武の1筆で、売買による所有権の移転であります。14番は照屋の1筆で、交換による所有権の移転であります。15番は照屋の1筆で、3年間の使用貸借権の設定であります。次に5ページをお開き下さい。16番は喜屋武の1筆で、交換による所有権の移転であります。17番は照屋の2筆で、売買による所有権の移転であります。18番は真栄里の3筆、名城の1筆で、贈与による所有権の移転であります。19番は大度の6筆、米須の3筆で、売買による所有権の移転であります。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第58号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、次に日程2議案第59号農地法第5条第1項の規定による許可申請について3件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは7ページをお開き下さい。1番は宇江城の1筆で、農地区分は農振農用地であります。鉾山への一時転用であります。2番は賀数の2筆で、農地区分は第1種農地であります。中古車販売駐車場への転用であります。3番は照屋の1筆で、農地区分は第1種農地であります。既存住宅の敷地拡張で交換による所有権の移転であります。以上です。</p>
会長	<p>それでは調査委員の報告をお願いします。</p>
調査員	<p>それでは5条の報告を致します。8ページをお開き下さい。 申請地は、農振農用地区域内農地であるが、不許可の例外とされる鉾物の採掘を目的とした一時転用のため、問題ないものと判断しました。次に10ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であります。しかし、不許可の例外</p>

	<p>の集落接続に該当するため、中古車販売駐車場への転用は問題ないものと判断しました。次に12ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の既存の施設の拡張に該当するため、既存敷地の拡大への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>
会長	<p>それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第59号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、次に日程第3議案第60号農地法第5条買受適格証明願ひについて1件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは14ページをお開き下さい。裁判所の競売に係る買受適格証明願ひであります。1番は喜屋武の3筆で、農地区分は第1種農地であります。海ぶどう養殖場への転用を目的としています。以上です。</p>
会長	<p>それでは調査委員の報告をお願いします。</p>
調査員	<p>それでは15ページをお開き下さい。 申請地は、第1種農地であり、原則不許可であります。しかし不許可の例外の特別の立地条件を必要とする事業に該当するため、海ぶどう養殖場への転用を目的とした買受適格証明は問題ないと判断しました。以上です。</p>
会長	<p>それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは議案第60号について、議案通り決定してよいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

会長	<p>ありがとうございました。それでは、次に日程第4議案第61号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、17ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	<p>それでは、議案第61号について議案通り同意してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次に日程第5議案62号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について8件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、21ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(一部内容省略)</p> <p>30-64は大度の1筆で、6年間の賃借権の設定であります。30-65は喜屋武の1筆で、6年間の賃借権の設定であります。30-66は糸洲の1筆で、5年間の賃借権の設定であります。30-67は真栄平の2筆で、6年間の賃借権の設定であります。30-68は阿波根の4筆で、8年3か月の使用賃借権の設定であります。次に22ページをお開き下さい。30-69は真栄平の1筆で、8年3か月の使用賃借権の設定であります。30-70は与座の1筆で、5年間の賃借権の設定であります。30-71は阿波根の1筆で、10年間の賃借権の設定であります。以上です。</p>
会長	<p>では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>

会長	それでは議案 62 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 6 議案第 63 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見ついて 2 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、24 ページをお開き下さい。 30-13 は与座の 1 筆で、5 年の賃借権の設定であります。30-14 は阿波根の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 63 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
 議事録署名人 2 番農業委員 百次 成仁 4 番農業委員 下地 功祐	

